

## (参考)令和6年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
<b>1.個人所得課税</b>		
(1)定額減税	▲23,020	▲23,020
(2)エンジェル税制の拡充	▲20	▲10
(3)住宅ローン控除の拡充	▲290	▲20
<b>個人所得課税 計</b>	<b>▲23,330</b>	<b>▲23,050</b>
<b>2.法人課税</b>		
(1)賃上げ促進税制の強化	▲3,460	▲480
(2)中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し	▲30	▲20
(3)戦略分野国内生産促進税制の創設	▲2,190	—
(4)イノベーションボックス税制の創設	▲230	—
(5)研究開発税制の見直し	230	—
(6)交際費等の損金不算入制度の見直し	▲170	▲130
(7)カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し	170	150
<b>法人課税 計</b>	<b>▲5,680</b>	<b>▲480</b>
<b>合 計</b>	<b>▲29,010</b>	<b>▲23,530</b>

(※1)上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(※2)定額減税による減収見込額は、個人住民税等の減収見込額と合わせて▲32,840億円程度。

(※3)住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和6年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(※4)戦略分野国内生産促進税制のうちGX分野の物資に係る減収については、GX経済移行債の発行収入により補填。

(※5)消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度180億円。

(※6)特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部(70億円)が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。